

令和4年第4回臨時会

河津町議会会議録

令和4年 11月29日 開会

令和4年 11月29日 閉会

河津町議会

令和4年河津町議会第4回臨時会会議録目次

第1号（11月29日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉会の宣告	22
○署名議員	25
○議案等審議結果一覧	27

第 1 日

11月29日（火曜日）

令和4年河津町議会第4回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和4年11月29日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第46号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第47号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第48号 令和4年度河津町一般会計補正予算(第6号)
日程第 6 議案第49号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第50号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第 8 議案第51号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康増進課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君

防 災 課 長	村 串 信 二 君	水 道 温 泉 課 長	渡 辺 音 哉 君
教 育 委 員 会 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	鈴 木 亜 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 田 吉 光	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和4年第4回河津町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

5番、渡邊昌昭議員、7番、上村和正議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、議案第46号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第46号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第46号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和4年度の人事院勧告に基づきます改正となっております。

1点目でございますが、本年度の勧告につきましては、2点ほどございます。

1点目でございます。民間の初任給との間に差があること等から初任給を引き上げ、これを踏まえ、30歳半ばまでの職員が在籍する号俸について、主要な改正を行うこととしております。

2点目です。賞与についても民間の支給状況を踏まえ、引上げを行うものでございます。次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。臨時会資料、1ページをお開きください。

議案第46号関係としまして、①の給料表といったところでございます。

初任給及び若年層の号給月額を引き上げる平均改定率については、0.3%でございます。

初任給については、大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒程度に係る初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、30歳代半ばまでの職員が在籍する号給についても、所要の改正を行います。令和4年4月1日からの適用となります。

②です。賞与です。

一般職員の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とします。現行の4.30月分を4.40月分とするものです。支給月の引上げ分は勤勉手当に配分し、本年度分については12月期に配分します。令和5年度以降分は、引き上げた0.10月分を6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう、配分するとしています。

また、再任用職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.05月分引き上げ0.95月分とし、一般職員と同様の配分方法としています。詳細については、下のところに表がありますので、ご覧いただければと思います。

なお、3ページ以降に新旧対照表がございますので、ご確認願えればというふうに思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

行政職の給料表等がついてございます。ご覧いただきたいと思います。

次に、8枚ほどおめくりいただきたいと思います。第2条といったところでございます。

第2条 河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「、100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「、100分の47.5」に改める。

附則。

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採

決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第47号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第47号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第47号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

河津町特別職の職員で常勤の者について、令和4年度の人事院勧告に合わせ、期末手当を引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。臨時会資料、1ページをお開きください。

議案第47号関係としまして、②賞与の後段部分でございます。

一般職員の賞与引上げに合わせ、特別職の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。現行の4.10月分を4.20月分とするものでございます。令和5年度以降分は、引き上げた0.10月分を6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するとしております。

詳細については、次の2ページ目のほうをご覧くださいと思います。

特別職の令和4年度、それから令和5年度以降の支給月数を書いております。ご確認願いたいと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきしたいと思います。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、100分の205」を「、6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の215」に改める。

第2条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の215」を「、100分の210」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

臨時会資料の最終ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご確認願えればと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第48号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第48号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,390万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,652万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第48号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

令和4年3月に実施した、令和3年度人事院勧告による関係条例の改正及び令和4年度人事院勧告による関係条例に合わせた給与等の調整によるもの。

また、令和4年10月より会計年度任用職員が共済組合に加入したことによる、社会保険料の調整を行うものでございます。

なお、賞与につきましては、令和3年度の人事院勧告で、一般職の期末手当支給月数を0.15、再任用職員は0.10月引下げとなっております。

また、令和4年6月の支給額から令和3年12月の支給額に127.5分の15を乗じた額を引くこととなっております。

これによりまして、令和4年度当初予算では、4.45月分の賞与の計算をしておりましたが、今回の上昇分もありますが、トータルとしますと、支給割合が年間0.20月分の減となります。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は千円です。

18款繰入金△1,390万8,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計△1,390万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費4万4,000円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費80万円 1項総務管理費31万1,000円、2項徴税費59万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費△10万9,000円。

3款民生費△537万8,000円 1項社会福祉費△218万3,000円、2項児童福祉費△319万5,000円。

4款衛生費6万2,000円 1項保健衛生費、同額でございます。

5款農林水産業費△46万円 1項農業費、同額でございます。

6款商工費8万1,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費3万5,000円 1項土木管理費7,000円、2項道路橋梁費2万8,000円。

9 款教育費△909万2,000円 1 項教育総務費△374万9,000円、2 項小学校費△46万6,000円、3 項中学校費△73万6,000円、4 項幼稚園費△200万円、5 項社会教育費△219万9,000円、6 項保健体育費 5 万8,000円。

歳出合計△1,390万8,000円。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書 1、総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いをいたします。

事項別明細書 2、歳入です。

款、項、主要な事項について説明をさせていただきます。

18 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金として、財政調整基金の減額でございます。1,390万8,000円でございます。こちらについては、財源の調整による財政調整基金の減額をするものでございます。

次のページをお願いをいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費、なおこれから説明する内容につきましては科目ごとの職員数、それから特段の事由がある場合については、その事由について説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長に申し上げます。

もし説明が長いようでしたら、着座で。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費でございます。こちらについては、職員 2 名分の対応をするものでございます。計 4 万 4,000 円でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、こちらは一般管理費としまして職員 28 名、それから会計年度任用職員 2 名、それから特別職の期末手当をこちらのほうに計上しております。30 万 7,000 円の増でございます。8 目地域づくり推進費、こちらにあつては会計年度任用職員 1 名という事で 4,000 円の増額でございます。

次のページをお願いをいたします。

計としまして、31 万 1,000 円でございます。

2 項徴税費 1 目の税務総務費としまして 59 万 8,000 円の増でございます。こちらにあつては職員が 6 名、会計年度任用職員が 2 名分でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費として△10 万 9,000 円の減でございます。

こちらにあつては職員が5名、会計年度任用職員が7名でございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費としまして7万7,000円の増でございます。職員4名、会計年度任用職員1名分でございます。2目老人福祉費として20万4,000円。こちらにあつては職員が4名分でございます。国民年金費につきましては9万2,000円の増、こちらは職員1名分でございます。5目国民健康保険費、こちらについては△46万5,000円でございます。職員1名、会計年度任用職員1名でございます。

次のページをお願いいたします。

6目介護保険費につきましては△の12万5,000円でございます。こちらにあつては介護保険特別会計の職員による一般会計からの繰入れを行うものでございます。7目後期高齢者医療費△196万6,000円、こちらにあつては職員1名分でございます。こちらについては、職員の休暇に伴う減を少し行っております。

計としまして、△218万3,000円でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉費として△319万5,000円でございます。こちらは会計年度任用職員6名分でございます。子育て支援施設の開所に合わせた補正ということで、開所が遅れたことに伴い、減額をするものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費として6万2,000円でございます。職員6名、会計年度任用職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

計としましては、6万2,000円でございます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費として△1万8,000円です。職員1名分でございます。2目農業総務費△40万4,000円、こちらは職員4名、会計年度任用職員1名分でございます。3目農業振興費△1万4,000円、会計年度任用職員1名分でございます。4目農業施設費△2万4,000円、こちらは職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

計△46万円でございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。8万1,000円の増額でございます。職員3名分のものでございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費として7,000円の増額でございます。職員4名分でございます。2項道路橋梁費2目道路新設改良費2万8,000円の増でございます。職員

3名分でございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費として△385万円でございます。職員4名、会計年度任用職員1名分でございます。こちらにあつては4月に職員が退職したことに伴い、大きな減額となっております。3目学校教育振興費1万1,000円、こちらにあつては会計年度任用職員1名分でございます。4目学校管理費9万円、こちらにあつては会計年度任用職員4名分でございます。計△374万9,000円。

2項小学校費1目東小学校管理費として△10万5,000円でございます。会計年度任用職員1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

3目西小学校管理費8,000円、会計年度任用職員1名分です。5目南小学校管理費△36万9,000円、会計年度任用職員5名分でございます。計△46万6,000円。

3項中学校費1目中学校管理費△73万6,000円、こちらは会計年度任用職員3名分でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費△200万円、こちらは職員7名分、会計年度任用職員8名分でございます。なお、こちらには育児休暇の職員1名分の給与等も含まれております。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費1目社会教育総務費として△224万3,000円でございます。職員3名、会計年度任用職員1名、こちらには育児休暇に伴う職員が1名、含まれております。2目文化財保護費4万4,000円、こちらは会計年度任用職員2名分でございます。

計△219万9,000円。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費3目学校給食費として5万8,000円でございます。こちらは職員1名分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

先ほどの46、47の議案についていくと、給料が上がると。報酬が上がるということで、今回のこの補正予算、上がってくるのかなと思ったら、減額になっているんですけども、この減額が1,390万8,000円の減額ということになっておりますが、給料が上がって減額になるこのほとんどが給料の関係とか、共済の関係とかその辺がみんな上がってくるのかなと思いきや、全部下がっているようなところが多いなというのは、今ざっと見て感じているところなんですけれども、この要因というかこれについて、最初にちょっと説明があったと思うんですけども。課長のほうから、もう一度、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 渡邊議員がおっしゃるとおり、給与については、今回、引上げという形になります。ただ、賞与についてなんですけど、賞与については、昨年一般職ですが期末勤勉手当を0.15月分引き下げるといったことがございます。それから再任用職員については、0.10月分を引下げというのがありました。それから、令和4年6月の支給から12月分の支給すべき金額を差し引くといったこともございます。これによりまして、当初予算では賞与分を4.45月分見ておりました。しかし、今回の追加0.10月分の追加というものもございまして、年間トータルでは0.20月分の減ということになりますので、増えているところと減っているところの差引きの中で、最終的には減のほうが大きかったというのが今回の補正でございまして。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 大体は分かったとは思いますが、ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑はよろしいでしょうか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 3番、大川です。

9ページの民生費の児童福祉費の部分で、当初から4月開所だった子育ての部分が11月になって、減額になったということだったんですけども、このときに今までの説明ですと、例えばほかの部署に持っていくよとか、ちょっと我慢してもらってみたい部分があったと思います。そこら辺具体的に教えていただければ。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 私のほうから、児童福祉費の関係についてご説明をさせていただきます。

当初、地域子育て支援センターで採用した職員についてですが、現在常勤で4名の方を採

用したわけですが、2名については放課後児童クラブですとか、子育てサロンの仕事にオープンするまで従事をしていただきました。そうはいいましても、4名全員、なかなか難しいところもありまして、2名についてはオープン前の10月までちょっと待っていただいて、10月から準備を含めて現在オープンしましたけれども、オープンを4名で運営のほうに当たっていただいております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川議員。

○3番（大川良樹君） じゃ、2名は、放課後児童クラブとかやってもらっていて、後の2名は11月から新規採用したよということによろしいんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 準備もありましたので、10月から2名のほうについても来ていただいて。

○3番（大川良樹君） 10月から。はい、分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑ある方は挙手をお願いします。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第49号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第49号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,961万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 議案第49号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

提案理由です。

令和4年3月に実施しました令和3年度人事院勧告による関係条例の改正及び令和4年度人事院勧告による関係条例に合わせた、給与等の調整によるもの。また、令和4年10月より会計年度任用職員が共済組合に加入したことによる社会保険料の調整を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

3款国庫支出金2万5,000円2項国庫補助金、同額でございます。

5款県支出金1万2,000円2項県補助金、同額でございます。

6款繰入金△12万5,000円1項一般会計繰入金、同額でございます。

9 款繰越金 1 万 6,000 円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計△ 7 万 2,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費△ 13 万 7,000 円 1 項総務管理費 10 万 8,000 円、3 項介護認定審査会費△ 24 万 5,000 円でございます。

4 款地域支援事業費 6 万 5,000 円 3 項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計△ 7 万 2,000 円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、5 款県支出金 2 項県補助金、6 款繰入金 1 項一般会計繰入金、9 款繰越金 1 項繰越金。今回の補正の財源を調整するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費、3 項介護認定審査会費については、会計年度任用職員 2 名の報酬等の調整でございます。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費については、職員 1 名の共済費の増によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第50号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第50号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第50号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

（総則）

第1条 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げていきます。

支出です。

第1款水道事業費 1億8,657万9,000円、△50万8,000円、計として1億8,607万1,000円です。第1項営業費用 1億7,560万6,000円、△50万8,000円、1億7,509万8,000円です。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「28,392千円」を「27,941千円」に改める。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

次のページのところは、令和4年度河津町水道事業予算実施計画、収益的収入及び支出の支出については、省略させていただきます。

次の3ページ目をお願いいたします。

令和4年度河津町水道事業会計予算明細書、収益的収入及び支出、支出です。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

1款水道事業費△50万8,000円1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。節の内訳としまして、1節給料、6節法定福利費、9節退職給与費がございます。これにつきましては、給与の改定に伴う補正でございます。

以上で説明は終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、桑原議員。

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原です。

先ほど総務課長より、職員の給料のほう説明がありましたが、そのときに、人員の報告があったと思うんですけども、水道のほうも人員のほうをご報告お願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） すみません。ちょっと忘れておりました。

水道のほうの事業のうち5名でございます。

○4番（桑原 猛君） 分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 令和4年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第51号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明します。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第51号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）につきまして、述べさせていただきます。

（総則）

第1条 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げていきます。

支出です。

第1款温泉事業費 1億259万1,000円、50万5,000円、1億309万6,000円。第1項営業費用 9,836万6,000円、50万5,000円、9,887万1,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「16,825千円」を「17,392千円」に改める。

令和4年11月29日提出、河津町長、岸重宏。

提案理由ですけれども、令和4年3月に実施した令和3年度人事院勧告による関係条例及び令和4年度人事院勧告による関係条例に合わせた給与等と調整によるものでございます。

2ページ目につきましては、令和4年度河津町温泉事業予算実施計画、収益的収入及び支出、支出につきましては、省略させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

令和4年度河津町温泉事業会計予算明細書、収益的収入及び支出、支出です。

水道事業と同じように述べさせていただきます。

1款温泉事業費50万5,000円 1項営業費用50万5,000円 4目総係費50万5,000円。いずれも1節給料、6節法定福利費、9節退職給与費につきましては、職員の給与等の改正によるものでございます。該当する職員は3名でございます。

以上で説明終わります。

○議長(遠藤嘉規君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村議員。

○7番(上村和正君) 7番、上村でございます。

3ページの法定福利費、共済組合負担金というところなんですけれども、算出方法といたしますか、先ほど水道のほうは給与が下がっても若干増えていたという感じなんですけれども、こちらの給料も上がって、負担金は若干増えている、少ししか増えていないんですけれども、この算出方法が分かりましたらお願いします。

○議長(遠藤嘉規君) 水道温泉課長。

○水道温泉課長(渡辺音哉君) 温泉事業につきましては、人事異動の関係で1名職員が異動となっております。給与の高い職員が異動となっておりますので、それに対する補正でございます。

以上です。

○議長(遠藤嘉規君) 総務課長。

○総務課長(川尻一仁君) 給与改定に伴う改正ということで、こちらのほうに計上してござ

いますが、本来でしたら、職員の給与の金額をもう一度洗い直した中で計算をしておりますので、このような金額の補正という形になっております。先ほど言ったとおり、職員の異動等もございました関係もございまして、そのほうの本給のほうが上がったことに伴います共済組合の負担金の増といったこともございますので、そういったことでこのような金額の算定となっていると。また詳細の算定の方法等については、共済組合と変わりございませんので、また後ほど説明をさせていただく機会があれば、説明をさせていただければと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。了解しました。

○議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑ある方は挙手をお願いします。

[発言する人なし]

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 令和4年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回河津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和4年第4回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第46号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4. 11. 29	原案可決
議案第47号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第48号	令和4年度河津町一般会計補正予算(第6号)	〃	〃
議案第49号	令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第50号	令和4年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第51号	令和4年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	〃	〃